

## ■ 使用の申し込み

大崎市民会館

### ● 申し込みの方法

受け付けは先着順に行いますが、月初めの使用申し込みは午前8時30分まで来られた方から受け付けします。同日同時間同じ施設を使用する方が複数の場合は抽選等により決めさせていただきます。

### ● 受付時間

大ホール 使用日の12ヶ月前の該当月の1日から。

中ホール・他 使用日の6ヶ月前の該当月の1日から。

ただし、大ホールとあわせて中ホール・他を使用する場合は、大ホールと同時に受付をします。

又、使用日が翌月にまたがって使用する場合も認める。

※大崎市・大崎市教育委員会・その他優先使用を認めている団体はこの限りではありません。

### ● 使用時間・使用時間

使用時間は午前9時から午後10時までです。

使用時間には準備(仕込み)・後片付けの時間も含まれます。

引き続き使用できる期間は5日間です。

### ● 休館日

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)。

その他市長が必要と認める日。

なお、設備点検等のため臨時に貸し出しができない日もあります。

### ● 使用の許可と使用料

提出された申請書により審査を行います。初めて使用される方は審査に時間がかかる場合もありますのでご了承ください。

申し込みをされた方は、使用料を指定の日までに納入してください。納入後、許可書を発行します。

なお、使用を許可する際に管理上必要があると認められたときは、必要な条件を付することがあります。

使用料を指定の日までに納入されない場合は、使用を取り消す場合があります。

使用時間の区分と使用料は別表の通りです。

付帯設備料金は使用当日、使用終了時までには納入してください。

### ● 使用を許可できない場合

公の秩序を乱すおそれのあるとき。

会館の管理運営上支障があると判断したとき。

その他市長が不相当と認めるとき。

### ● 使用権の譲渡等の禁止

使用の権利を譲渡・転貸したり、目的外に使用することはできません。

### ● 使用許可の取り消し等

次の場合は、すでに使用の許可をしている場合でも、許可の取り消し又は使用の制限、または使用の停止をすることがあります。

・各法令および当会館条例、同施行規則に違反したとき。

・使用の目的または使用の条件に違反したとき。

・災害その他の事由により、会館の使用ができなくなったとき。

・不正な手段によって、使用の許可を受けたとき。

### ● 使用の取り消し・変更

使用者が止むを得ず使用を取り止める場合、または変更する場合は、ただちに申し出て所定の手続きをしてください。

使用の変更は、施設の空き状況で可能な場合変更できます。変更によって使用料の増額が生じた場合は差額を納めてください。使用料に減額が生じた場合はお返しできません。

使用料は原則としてお返しできません。ただし、使用日前に取り消しを申し出て認められたときは、使用料をお返しします。

使用者が天災その他自己の責めによらない事由で使用できなくなった場合は、全額お返しします。使用料の返還を受けようとする方は、使用料返還申請書を提出してください。

使用者が天災その他自己の責めによらない事由で使用できなくなった場合は、全額お返しします。

使用料の返還を受けようとする方は、使用料返還申請書を提出してください。